## 浦安市介護支援専門員更新研修受講料等補助金に係るQ&A

Q1: 資格更新するケアマネは、常勤である必要はありますか。

A1: ありません。非常勤での勤務でも可とします。ただし、本補助金は、ケアマネの資格更新費用を自ら負担する介護サービス事業者を対象としていることから、派遣会社等に登録し、各事業所に出向しているケアマネは対象となりません。

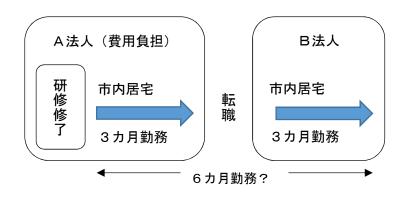
Q2:市内の対象となる介護事業所に勤務していますが、市外在住のケアマネがいます。補助金の対象となりますか。

A2: なります。市内への居住要件はありませんので、他の条件を満たしていれば補助金の 交付対象となります。

Q3:申請書及び実績報告書の書き方について教えてください。

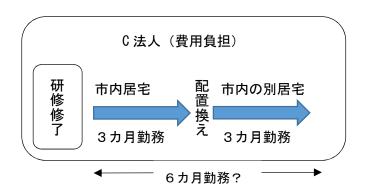
A3: 市ホームページの本補助金ページに掲載の記入例を参照ください。

Q4:研修修了後、A法人の市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務した後で、A法人からB 法人に転職し、B法人の市内居宅介護支援事業所で3カ月勤務したケアマネがいます。 A法人が、当該ケアマネの資格更新費用を負担していた場合、A法人は補助金交付の 対象となりますか。



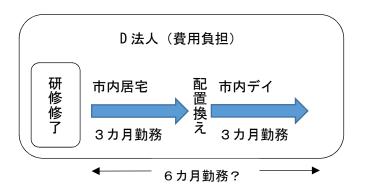
A4: なりません。本補助金は、介護人材の定着を目的としているため、別法人に転職した場合において勤務月数の合算は行いません。(上記例では、6カ月勤務とみなせません)

Q5:研修修了後、C法人の市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務した後で、C法人の別の市内居宅介護支援事業所で3カ月勤務したケアマネがいます。C法人が、当該ケアマネの資格更新費用を負担した場合、C法人は補助金交付の対象となりますか。



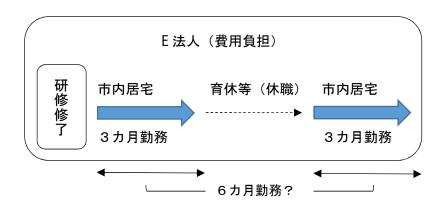
A5: なります。費用負担をした C 法人が運営する市内居宅介護支援事業所に 6カ月以上継続して勤務しているため、この場合、C 法人は補助金の交付対象となります。

Q6:研修修了後、D法人の市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務した後で、D法人の市内デ イサービスで3カ月勤務したケアマネがいます。D法人が、当該ケアマネの資格更新費 用を負担した場合、D法人は補助金交付の対象となりますか。



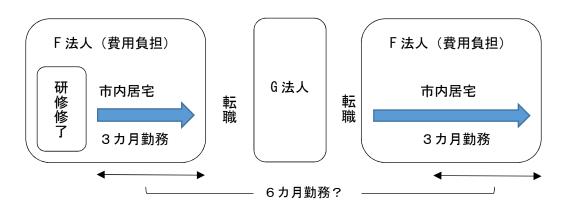
A6: なりません。補助金は、同一法人が経営する、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の配置が人員基準となっている事業所(別紙「対象事業所一覧」参照)に、6カ月以上勤務していることが交付要件です。デイサービスについては、介護支援専門員等が人員基準となっていないため、補助金の対象外となります。

Q7:研修修了後、E法人の市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務した後で、育休等で一時的に休職し、その後、再びE法人の市内居宅介護支援事業所で3カ月勤務したケアマネがいます。E法人が、当該ケアマネの資格更新費用を負担した場合、E法人は補助金交付の対象となりますか。



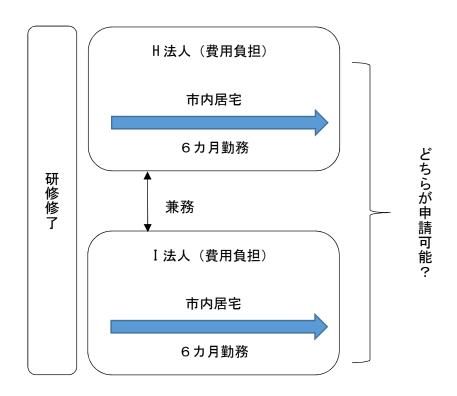
A7:休職している間も、E法人との間で雇用関係が継続している場合には補助金の交付対象となります。ただし、補助金の申請は、「更新研修等の修了の日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない」としているため、雇用関係が継続していても、休職期間が長期にわたった場合には補助金の交付対象外となります。

Q8:研修修了後、F法人の市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務した後で、F法人からG法人に転職し、その後再びF法人に転職し、市内居宅介護支援事業所に3カ月勤務したケアマネがいます。F法人が、当該ケアマネの資格更新費用を負担していた場合、F法人は補助金交付の対象となりますか。

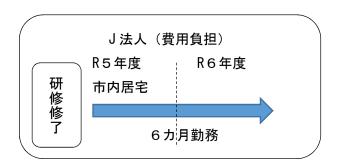


A8: なりません。本補助金は、介護人材の定着を目的としているため、別法人に転職した場合には、勤務月数の合算はありません。

Q9:H法人の市内居宅介護支援事業所と I 法人の市内居宅介護支援事業所に兼務で働いているケアマネがいます。研修修了後、どちらの事業所においても6カ月以上勤務しており、かつ、H法人も I 法人も当該ケアマネの資格更新費用を負担していた場合、補助金の交付対象はどうなりますか。



- A9: <u>H 法人も I 法人もどちらも補助対象となります。</u>本補助金は、ケアマネの更新費用等について、その経済的負担を軽減するために事業者が負担したことに対するものです。 そのため、この場合、どちらの事業者も補助対象となります。
- Q10: 令和5年度中に資格を更新し、令和6年度の〇月に勤務月数が6カ月を超えたケアマネがいます。当該ケアマネの研修費用をJ法人が助成していた場合、補助の対象となりますか。



A10: なりません。令和6年度開始の補助金のため、令和5年度以前の研修は対象外となります。